

予約奨学生(奨学金)の申込手続き等について

以下に掲載しております「令和9年度 予約奨学生(奨学金)申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学(出身)学校で交付を受けてください。
(学校から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、令和8年9月上旬から10月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

令和9年度 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

業務時間 平日 9:00～17:30

ホームページもご覧ください ➡

大阪府育英会



お問い合わせ先

採用貸付課

TEL 06-6357-6272

FAX 06-6358-3053

（注）電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

目

次

■ 予約募集について

1	制度の概要	1
2	奨学金の種類	1
3	申込資格	1
4	貸付限度額	2
5	申込手続き	2
6	貸付予定者の決定	2
7	借入手続書類の交付	2
8	借入手続き	3
9	貸付時期	3
10	貸付方法等	3
11	異動届	4
12	貸付総額の決定通知	4
13	奨学金の返還	4
14	個人情報の利用目的等	4
15	注意事項	4

■ 提出書類について

1	申込書 A の記入例	5
2	申込書 B の記入例	7
3	保護者の収入に関する証明書	9
4	住民票提出における注意事項	14
5	通帳またはキャッシュカード等をコピーする際の注意事項	15
6	提出書類確認一覧	16

■ 奨学資金貸付限度額について

1	国公立に進学した場合の貸付限度額	17
2	大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額【全日制】	17
3	大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額【通信制】	17
4	大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額【全日制】	19
5	大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額【通信制】	19

※大阪府私立高校生等就学支援推進校とは、大阪府の授業料支援補助金の対象となる学校です。

■ Q&A一覧

■ 申込みから貸付までの流れ

■ 奨学金の返還例

予 約 募 集 に つ い て

1 制 度 の 概 要

学校教育法による高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 奨 学 金 の 種 類

A：入学時増額奨学資金

高校等に入学する前に、入学金等の支払いに充てるため貸付する奨学金
(中等教育学校の後期課程は貸付対象外です)

B：奨学資金

高校等に入学した後に、修学に必要な経費の支払いに充てるため貸付する奨学金

3 申 込 資 格

1. 令和9年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

- (1) 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校
- (2) 専修学校の高等課程(ただし修業年限1年以上の学科)

2. 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、進学を希望する生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方は、次の在留資格が必要です。

【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者で、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

将来日本に永住する意思確認のため、育英会所定の『誓約書』を提出してください。

『誓約書』は育英会ホームページより印刷し、必要事項をご記入のうえ、他の提出書類と併せて提出してください。

〔誓約書のホームページ掲載場所〕

・育英会ホームページ→お知らせ→【生徒・保護者向け】令和9年度予約奨学生の募集について

3. 保護者について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること。

(※令和8年度の住民税課税標準額等によるもので、保護者合算の額)

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(※) = 所得判定額

(※) 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

(※課税標準額、調整控除額の確認方法については、10～12ページを参照)

区 分	進 学 先	所得判定額	年収めやす(※)
A 入学時増額奨学資金	国公立・私立	251,100円未満	800万円未満
B 奨学資金	国 公 立	251,100円未満	800万円未満
	私 立	347,100円未満	1,000万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

※1 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とします。

※2 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

※ 今回の募集では、2種類の奨学資金を申し込むことができます

A：入学時増額奨学資金 B：奨学資金

(ただし所得判定額251,100円以上は、入学時増額奨学資金は貸付対象外となります。)

高等学校等への進学に際して経済的な不安を持たれている方は、今回の予約募集で必ずお申し込みください。(申込後、借入が必要でなくなった場合は、いつでも辞退できます。)

4 貸付限度額

～奨学資金貸付限度額の詳細については、17～20ページ参照～

A：入学時増額奨学資金（下記の範囲内で希望する額：1万円単位）

進学先	貸付限度額（通信制課程）
国公立	10万円（10万円）
私立	37万円（27万円）
私立（ICT関連費用（※）負担なし）	30万円（20万円）

※私立の場合、通信制課程及びICT関連費用負担の有無により貸付限度額が異なります。

（※）ICT関連費用とは、タブレット等購入費用（リース・レンタル含む）、ICT関連機器を使用するための通信費や環境整備費等に関する費用です。

B：奨学資金（下記の範囲内で希望する額：限度額未滿を希望する場合は1万円単位）

進学先	所得判定額	年収めやす	貸付限度額（年額）（※1）
国公立	251,100円未滿	800万円未滿	授業料実質負担額（※2）+ その他教育費10万円
私立	251,100円以上 347,100円未滿	800万円以上 1,000万円未滿	授業料実質負担額（※2）（注）24万円を上限（※3）

（※1）1年間に貸付できる上限額。貸付限度額に千円未滿の金額がある場合は、千円単位に切り上げ

（※2）授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や私立高等学校等授業料支援補助金（大阪府）、学校独自の減免額等を差し引いた額をいいます。

（※3）授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。
授業料が無償の場合は、貸付限度額（年額）が0円（貸付対象外）となります。

5 申込手続き

～申込みから貸付までの流れについては、25ページ参照～

提出書類	① 予約奨学生申込書（→記入例は5～8ページ 参照） ② 保護者の収入に関する証明書（→9～13ページ 参照） ※ひとり親家庭の場合の証明書について、9ページ【2】をご覧ください！ ③ 生徒本人と保護者が載っている住民票（コピー不可）（→14ページ 参照） ※申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です！ ④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー（→15ページ 参照）
提出期限	在学（出身）学校が指定する期日（期限厳守） 【学校提出期限： 月 日（ ）】
提出先	在学（出身）学校

※提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません！

16ページの「提出書類確認一覧」もご参照ください

6 貸付予定者の決定

貸付の採否決定通知は、12月中旬に学校長を通じて、申込者（生徒本人）に行い、採用者（以下「貸付予定者」という。）には、「大阪府育英会予約奨学生貸付予定者決定通知書」を学校長を通じて交付します。

【貸付予定者の通知結果の内容】

所得判定額	通知内容
251,100円未滿	入学時増額奨学資金及び奨学資金 両方の利用が可能
251,100円以上347,100円未滿	私立に進学した場合のみ奨学資金の利用が可能 （ただし授業料が無償の場合、貸付対象外） （入学時増額奨学資金は不採用）

7 借入手続書類の交付

借用証書等の借入手続書類は、決定通知書と併せて学校を通じて、貸付予定者に交付します。

- ・交付時期を忘れないようにし、必ず学校から交付を受けてください。
- ・借入手続きについては、3ページの「8 借入手続き」をお読みください。

8 借 入 手 続 き

貸付を受けるには、次の手続きが必要です。

A：入学時増額奨学資金

- (1) 提出先 大阪府育英会 採用貸付課
- (2) 提出方法 大阪府育英会へ郵送（特定記録郵便等）
- (3) 提出期間

出願区分	提 出 期 間
専 願（私立）	令和9年1月 6日（水）から3月29日（月）まで（消印有効）
併 願（私立・国公立）	令和9年2月12日（金）から3月29日（月）まで（消印有効）
国公立	

注）入学する学校が確定した後、上記提出期間内に手続きを行ってください。

入学する学校が未確定の場合は受付できません。

- (4) 提出書類
 - ① 入学時増額奨学資金借用証書
 - ② 連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書（当会に提出する日から3ヶ月以内発行の原本）
 - ③ 合格を証する書類（合格通知書等のコピー）
- (5) 注意事項 入学時増額奨学資金借用証書に記載の入学予定学校に進学していない場合は、貸付金を一括して返還していただきます。

B：奨学資金

- (1) 提出先 進学先の学校
- (2) 提出方法 進学先の高等学校等が指定する方法
- (3) 提出期限 令和9年4月上旬まで（進学先の学校が指定する期限まで）
- (4) 提出書類
 - ① 奨学資金借用証書
 - ② 連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書（当会に提出する日から3ヶ月以内発行の原本）

「A：入学時増額奨学資金」と「B：奨学資金」のそれぞれで手続きが必要です。どちらか一方の手続きで、両方の貸付を受けることはできません。

提出期間内に借入手続きをされない場合は、借入を辞退したものとみなします。

（貸付を受けることはできません。）

（手続きの詳細については、借入書類交付時に改めてご案内します。）

9 貸 付 時 期

A：入学時増額奨学資金

入学する学校が確定した後、入学前に貸付します。

※提出された書類を審査し、審査完了後、概ね10日以内に振込手続きを行います。

B：奨学資金

高校等進学後、1年時は次のとおり貸付します。

貸付日：令和9年5月31日（月）（2年次以降は5月30日）

- ・貸付額によっては、第2回（10月中旬）、第3回（1月下旬）の貸付があります。
- ・1回あたりの貸付上限額は、原則、国公立で10万円、私立で20万円です。
- ・貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

10 貸 付 方 法 等

1. 貸付は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
2. 毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。
確認の結果、奨学資金の貸付を停止、又は廃止する場合があります。
3. 奨学資金貸付額（年額）は、所得の変動や、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。
4. 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、貸付を停止、又は廃止します。

11

異 動 届

入学後に、留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を停止、又は廃止する場合があります。

12

貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

通知を受けたときは、直ちに返還口座の申請を行っていただきます。

13

奨 学 金 の 返 還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

1. 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経過してから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。

※卒業以外の事由で、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。

2. 月賦により返還していただきます。返還月額は、貸付総額により異なります。

（25ページ【奨学金の返還例】参照）

3. 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%（令和8年7月31日現在）の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、強制執行等の法的措置をとることがあります。

14

個人情報の利用目的等

1. 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
2. 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
3. 借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

15

注 意 事 項

1. 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消します。
2. 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
3. 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
4. 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

★★★★ 大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください。★★★★

★LINE公式アカウントを開設しました

友だち追加はこちら！

LINE ID : @903dqctg



提出書類について

1 申込書 A の記入例

A

注) 申込みのしおり5ページの記入例を参照のうえ、記入してください。

～ 令和9年度 大阪府育英会予約奨学生申込書 ～

(受付番号)

1	2	6
1		

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

公益財団法人大阪府育英会の「予約奨学生（奨学金）申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、
令和9年度大阪府育英会予約奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず各自で記入してください。

記入年月日 2026 年 〇 月 〇〇 日

生徒本人記入欄	在学 学校名	〇 〇市立 〇 〇 中学校		
	申込者（生徒）氏名（カタカナで左づめで記入してください。） *姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用	シ ョ ウ カ ッ ク ノ ソ ミ		
	申込者氏名 （借用人）	奨学 希 望	生年 月日	昭和 平成 西暦 23 年 8 月 17 日生
	住 所	〒 534 - 〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****

※ 連帯保証人は保護者（父母等）とします。保護者以外の場合は、事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄	氏 名	フリガナ ショウガク タロウ	続 柄	父	生年 月日	昭和 平成 西暦 56 年 4 月 10 日生
	住 所	〒 534 - 〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****		

※ 申込者（生徒本人）が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄	ひとり親家庭の場合は、「1」を記入してください。 ☐					
	生徒の父 氏 名	フリガナ ショウガク タロウ	生年 月日	昭和 平成 西暦 56 年 4 月 10 日生		
	住 所	☒ 生徒の住所と同じ（記入省略） 〒	電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****		
	生徒の母 氏 名	フリガナ ショウガク ハナコ エリザベス	生年 月日	昭和 平成 西暦 1982 年 1 月 1 日生		
	住 所	☒ 生徒の住所と同じ（記入省略） ☐ 生徒の父の住所と同じ（記入省略） 〒 -	電話	(自宅) ** - **** - **** (携帯) *** - **** - ****		

※ 親権者がいない場合は、後見人が記入してください。

後見人記入欄	氏 名 生徒との続柄（ ）	フリガナ	生年 月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生
	住 所	☐ 生徒の住所と同じ（記入省略） 〒 -	電話	(自宅) - - (携帯) - -

学校使用欄

★記入上の注意事項について★

- 必ず各自で記入してください。
- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 「同上」・「//」などの同上記入は不可です。
- 記入事項を訂正する場合、修正テープ等ではなく、定規で2本線を引き、余白に書き直してください。（訂正印は不要です。）

（例） ~~大阪市中央区谷町2-20~~

大阪市都島区網島町6-20

この申込書を記入する日付を書いてください。

生徒本人が記入

- ・在学（出身）学校名等を記入してください。
- ・氏名（漢字）、生年月日、住所、電話番号を記入してください。
- ・申込者（生徒本人）氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。

姓と名の間は1マスあけてください ↓ あける

シ	ョ	ウ	カ	ッ	ク	ノ	ソ	ミ
---	---	---	---	---	---	---	---	---

濁点、半濁点は1マス使用してください ↑

連帯保証人が記入

氏名（漢字）、フリガナ、生年月日、住所、続柄（生徒との関係）、電話番号を記入してください。

※注意※
連帯保証人は、保護者（父母等）としてください。
保護者以外の場合は、特別な事情（破産等）を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

親権者が記入

※ひとり親家庭の場合は必ず「1」を記入ください。（母子世帯は父の欄に、父子世帯は母の欄に斜線を引いてください）

- ・未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、母がそれぞれ記入してください。
- ・親権者と連帯保証人が同一人であっても必ず記入してください。同上記入は不可です。
- ・親権者記入欄（親権者がいない場合は後見人記入欄）の住所欄について、生徒の住所と同じ場合、☒欄に✓マークをしてください。（住所の記入は不要です）
- ・親権者記入欄（生徒の母）の住所欄について、生徒の住所とは違うが、生徒の父の住所と同じ場合、☐欄に✓マークをしてください。（住所の記入は不要です）

後見人が記入

- ・後見人（父母に代わって親権を行う者）に指定されている方が、記入してください。
- ・生徒との続柄（ ）を必ず記入してください。

B

注）申込みのしおり7ページの記入例を参照のうえ、記入してください。
太枠欄に記入してください。

振込口座届

A又はBのどちらかに記入してください。

※ 生徒本人名義で、ゆうちょ銀行（通常貯金）又は下記の5つの銀行（普通預金）のいずれかの口座内容を正確に記入し、通帳またはキャッシュカード等のコピーをCにホチキス留めしてください。（15ページ参照）

A ゆうちょ銀行の場合

① 通帳記号					② 通帳番号（右づめ記入）							
1	2	3	4	0	0	0	1	2	3	4	5	1

△ 注 意 △

・2年以上口座を使用していない場合、休眠口座となり、使用できない可能性があります。

B ゆうちょ銀行以外の場合

※下記の5つの銀行に限ります。該当する金融機関を○で囲み、その他の項目をご記入ください。

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州	③ 本・支店名	④ 店番号	⑤ 口座番号（右づめ記入）
0005	0009	0010	0159	0161	本・支店		

◆ 奨学金振込口座届における注意事項 ◆

☆ 生徒本人名義の口座で届出をしてください。生徒以外の名義の口座は一切受け付けできません。

☆ 「ゆうちょ銀行」または、「指定する5つの銀行」のいずれかを選択してください。（他の銀行は取扱いできません）

☆ 口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかである必要があり、貯蓄口座・積立口座には振込できません。

☆ 銀行の合併や店舗統廃合などで、番号に変更があった場合は、最新のものを記入してください。

△ 注 意 △

・2年以上口座を使用していない場合、休眠口座となり、使用できない可能性があります。
必ず、生徒本人名義の使用している口座で届出をしてください。

～ アンケートにご協力ください ～

保護者が記入してください。該当する番号の□にチェック「✓」してください。

問1. 大阪府育英会の予約奨学制度を知っていましたか？

☐ ① 中学校入学前から知っていた。

☐ ② 中学校入学後に知った。

☐ ③ 今回知った。

問2. どのように知りましたか？（複数回答可）

☐ ① 学校の進路相談や説明会

☐ ② 今回のチラシ

☐ ③ 友人・知人

☐ ④ 市町村の相談窓口

☐ ⑤ 大阪府・市町村の広報紙

☐ ⑥ ホームページ

☐ ⑦ その他（ ）

問3. 育英会の奨学金制度（申込資格、貸付額、申込方法等）はわかりやすかったですか？

☐ ① とてもわかりやすかった。

☐ ② わかりやすかった。

☐ ③ どちらでもない。

☐ ④ わかりにくかった。

☐ ⑤ とてもわかりにくかった。

→ わかりにくかった内容
をご記入ください。

問4. 申込書の記入にあたり、しおりはわかりやすかったですか？

☐ ① とてもわかりやすかった。

☐ ② わかりやすかった。

☐ ③ どちらでもない。

☐ ④ わかりにくかった。

☐ ⑤ とてもわかりにくかった。

→ わかりにくかった内容
をご記入ください。

問5. 他に育英会にご意見・ご要望等ございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入例

A ゆうちょ銀行の場合

① 通帳記号					② 通帳番号（右づめ記入）							
1	2	3	4	0	0	0	1	2	3	4	5	1

右づめしてください ⇒⇒⇒

B ゆうちょ銀行以外の場合

※下記の5つの銀行に限ります。該当する金融機関を○で囲み、その他の項目をご記入ください。

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州	③ 本・支店名	④ 店番号	⑤ 口座番号（右づめ記入）
0005	0009	0010	0159	0161	都 島 本・支店	0 3 0	0 1 2 3 4 5 6

右づめしてください ⇒⇒⇒

必ず生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピーを「申込書C」にホチキス留めしてください。

<育英会使用欄> 注）この欄は、記入しないでください。

215	216	学校番号	枝	222	科	224	算出額(1)	229	236	算出額(2)	241	248	生 非
1						230		235	242			247	
249	算出額(3)	254	261	算出額(4)	266	273	274	275	276	277			
						16歳未満		16歳～18歳		D			
255				260	267			272					

3 保護者の収入に関する証明書

・収入に関する証明書についてはコピー可です。

※コピーを提出する場合は、氏名や年度が切れないように全体をコピーしてください。

・収入に関する証明書について、下記【1】の1～4のいずれかの証明書を提出してください。

・様々な事情がある場合の証明書について、【1】の書類に加えて、下記【2】の内容を参照し、書類を提出してください。

【1】収入に関する証明書

保護者の職業形態		申 込 に 必 要 な 書 類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	・令和8年度 給与所得等に係る市(町村)民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 今年5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。 見本 10ページ
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	・令和8年度 市(町村)民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 今年6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。 見本 11ページ
3	・上の1及び2の証明書 が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	・令和8年度 市(町村)民税・府民税・森林環境税証明書 (*) 令和8年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で交付を受けてください。 (市区町村により証明書の名称が異なります。) 見本 12ページ
4	生活保護世帯の方	・生活保護受給(適用)証明書 (当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒氏名と保護者(父母等)氏名の記載が必要です。 見本 13ページ

注1) 上記1～4以外の証明書は使用できません。(源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書など)

注2) 保護者全員の証明書を提出してください。

ただし、上記1～3の証明書で、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～ 「*」・「★」・「1」・「有」 ～

(配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります)

注3) 上記 1、2 の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。

【2】様々な事情がある場合の証明書

※ 下記事情に該当する場合は、【1】の証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類 等
■ ひとり親家庭の場合 上記 1～3 の証明において、本人該当区分の 寡婦・ひとり親欄に*印・★印等が表示されて いない場合	下記①～③のいずれか1つを提出してください。 ① 提出書類の1つである『住民票』を、世帯全員の住民票 (続柄表示)で提出 ② 『ひとり親家庭医療証』のコピー ③ 『児童扶養手当証書』のコピー
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・令和7年中の給与支払証明書(育英会所定の様式)
■ 失職・転職、その他著しく収入が減少した ※【1】でご提出いただく収入に関する証明 で、所得判定額が251,100円未満(年収 めやす800万円未満)となる方は、減収 に関する追加の書類は不要です。 (24ページ Q&AのQ20参照)	・経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を 提出してください。
① 失職・解雇 等	雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー
② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等	【会社員等】収入証明書(会社発行)又は 給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書(控)コピー 又は 収入と経費が分かる書類等

(※必要に応じ追加書類を求める場合があります。他の事情等、詳細については大阪府育英会ホームページも併せてご確認ください。)



＜大阪市の例＞

※ 氏名や年度などが切れないように全体をコピーしてください！

《参考》 申込資格および貸付額算定にあたっての算式

【算式】 市町村民税の課税標準額（Ａ）× 6％－市町村民税の調整控除の額※（Ｂ）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

1. 給与収入の方（サラリーマンなどの場合）

● 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

「令和8年度」の通知書を提出してください。

① 課税標準額

課税標準額	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	合計額
-------	---	-----

市県民税

税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	

コピーするときに氏名が切れないようにお願いします。

※※ 注 意 ※※

- ・「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- ・お住まいの地域により、（摘要）欄（通知書の左下）に「住宅借入金等特別税額控除額」・「寄付金税額控除額」、「調整控除額」などが表示されている場合があります。

扶養親族等該当区分						特定親族	本人該当区分	勤労学生	繰越損失
同一生計配偶者	一般控配	老人扶養 同居老親等扶養	特定扶養	16歳未満 老人扶養	一般扶養	普通障がい 特別障がい 同居特別障がい	未成年者 特別障がい	普通障がい 寡婦	

ここに「※」や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。
 ～ 「＊」・「★」・「1」・「有」 ～
 （配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります）

【 収入に関する証明書の見本 】 <大阪市の例>

※ 氏名や年度などが切れないよう、すべてのページをコピーしてください！

2. 給与収入以外の方（自営業者など）の場合

● 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

「令和8年度」の通知書を提出してください。

氏名が通知書の表紙にしかない場合は表紙のコピーも提出してください。

ここに「※」や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

（表紙）

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

課税区分 台帳番号 区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

各種控除の内訳

扶養親族等該当区分

（その1）

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分	特定	本人該当区分
一般控除	○	○
配偶者控除	○	○
扶養	○	○
同居老親等扶養	○	○
老人扶養	○	○
16歳未満	○	○
一般扶養	○	○
同居特別障害がい	○	○
特別障害がい	○	○
普通親	○	○
特別障害がい	○	○
ひとり親	○	○
労働者	○	○
学生	○	○

扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。～
 「*」・「★」・「1」・「有」～
 （配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります）

④ 課税標準額

課税標準額	課税標準額
所得金額	課税標準額
特別控除額	課税標準額
合計額	課税標準額

（その2）

市民税・府民税の内訳	市民税	府民税
算出所得割額の合計①	円	円
税調整控除額②	円	円
額配当控除額③	円	円
住宅借入金等特別税額控除額④	円	円
寄附金税額控除額⑤	円	円
外国税額控除額⑥	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦	円	円
差引所得割額（①－⑦）⑧	円	円
均等割額⑨	円	円
年税額（⑧＋⑨）⑩	円	円

【 収入に関する証明書の見本 】 <大阪市の例>

3. お住まいの市区町村で交付を受ける場合

- 市民税・府民税・森林環境税証明書（市区町村により証明書の名称が異なります）
・令和8年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で交付を受けてください。
・マイナンバーカードをお持ちの場合はコンビニでの発行も可能です。

「令和8年度」の通知書を提出してください。

令和 8 年度 市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和 7 年中の所得証明書)

納税義務者	住 所	
	令和8年1月1日現在 住所(所在地)	
	氏 名	

市民税・府民税額 (円)		課税標準額 (計)		年 税 額
区 分	所 得 割 額	均等割額	税 額	
市 民 税				
府 民 税				
森 林 環 境 税	—	—		

所 得 金 額 (円)			

所 得 控 除 額 (円)			
社 会 保 険 料	寡婦・寡夫・ひとり	特 定 親 族 特 別	
小規模共済等掛金	勤 労 学 生	基	
生 命 保 険 料	障 が い	稚	
地 震 保 険 料	配 偶 者 ・ 扶 養	費	
	配 偶 者 等 別	合 計	

税 額 控 除 額 (円)		分 市 民 税 府 民 税 区		分 市 民 税 府 民 税 区	
区 分	所 得 割 額	所 附 金 税 額 控 除		所 附 金 税 額 控 除	
調 整 控 除		所得割調整額・外国税額控除等		所得割調整額・外国税額控除等	
配 当 控 除		配当割額・株式等譲渡所得割額控除		配当割額・株式等譲渡所得割額控除	
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除					

控除対象 配偶者	扶養 親族	特 定 老人 (内同居)	16歳未満	その他	特 定 族	本人該当	特別障がい	寡婦	特別寡 夫	ひとり 親生	勤 労 学 生	事業専従者
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特別障がい者 (内同居) その他障がい者 合計 (本人除く)												
人 () 人 () 人 ()												

(備考)

※記の区及び市以外に所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区 分	所 得 割 額	均等割額	税 額
市 民 税			
府 民 税			
森 林 環 境 税	—	—	

税 額 控 除 額 (円)		分 市 民 税 府 民 税 区		分 市 民 税 府 民 税 区	
区 分	所 得 割 額	所 附 金 税 額 控 除		所 附 金 税 額 控 除	
調 整 控 除		所得割調整額・外国税額控除等		所得割調整額・外国税額控除等	
配 当 控 除		配当割額・株式等譲渡所得割額控除		配当割額・株式等譲渡所得割額控除	
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除					

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 ***** 号

令和 8 年 月 日

大阪市長

④ 課税標準額

課税標準額（計）	
均等割額	均等割額
均等割額	均等割額

税 額 控 除 額 (円)			市 民 税	府 民 税
区	分			
調 整 控 除				
配 当 控 除				
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除				

③ 調整控除額

区	分	市	民	税	府	民	税
調	整	控	除				
配	当	控	除				
住	宅	借	入	金	等	特	別
控	除						

※ 3/4を乗じた

※ 3/4を乗じた額

※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考)指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

控除対象
配偶者

本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生

扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～
「*」・「★」・「1」・「有」 ～
（配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります）

ここに「※」や「★」印
等があれば、
「ひとり親家庭」です。

【 収入に関する証明書の見本 】 <大阪市の例>

4. 生活保護世帯の方の場合

- 生活保護適用証明書（市区町村により証明書の名称が異なります）
- ・ 住所地の市区町福祉事務所等で交付を受けてください。

当会に提出する日から3カ月以内に発行されたもの（コピー可）

大〇保健福祉センター*****号

令和8年9月11日

生活保護適用証明書

次の者は当所において、生活保護法の適用を受けて
いることを証明します。

大阪市〇〇区保健福祉センター所長 印

記

住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		
氏 名	奨学 太郎 (世帯主・外 2 名)		
生 年 月 日	昭和56年4月10日	性 別	男
扶 助 の 種 類	生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助		
適 用 期 間	令和 元年11月20日～継続中		
そ の 他	奨学 花子 エリザベス (妻) 1982年1月1日生まれ 奨学 希望 (子) 平成23年8月17日生まれ 以下余白		

生徒氏名と保護者（父母等）氏名の
記載が必要です。

奨学資金の申請時に生活保護受
給中であること

1. 住民票の提出（3ヶ月以内に発行された原本を提出してください）

◎ 申込者（生徒本人）と保護者が載っている住民票の提出が必要になります。

（ひとり親の証明書類を兼ねている場合は、世帯全員の住民票（続柄表示）を提出してください。）

<大阪市の見本>

住 民 票	
住 所	〇〇区〇〇町1丁目2番3号
世帯主	坂学 太郎
氏 名	坂学 太郎
生年月日	昭和56年4月10日
性 別	男
続柄	世帯主
市民となった年月日	平成〇年〇月〇日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
本 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH
通 称	坂学 花子 エリザベス
生年月日	1982年1月1日
性 別	女
続柄	妻
外国人住民となった年月日	平成〇年〇月〇日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
本 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
氏 名	坂学 希望
生年月日	平成23年8月17日
性 別	女
続柄	子
市民となった年月日	平成〇年〇月〇日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
本 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号から転入
氏 名	*** 以下 余 白 ***
生年月日	
性 別	
続柄	
市民となった年月日	
住所を定めた年月日	
本 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
備 考	

個人番号 記載省略

（注1）

個人番号（マイナンバー）が表示されている場合は、受付できません。

国籍・地域：米国

第30条の45に規定する区分：中長期在留者
在留期間等：5年

在留カード等の番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

在留資格：日本人の配偶者等

在留期間等の満了の日：〇年〇月〇日

（注2）

保護者が外国籍の方は、表示が必要です。
表示を忘れた場合は、「在留カード」又は、「特別永住者証明書（カード）」のコピーを添付してください。
どちらもない場合は、受付できません。

（1／1）

（注3）

- ・この表記で「1／2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合は、必ずすべて提出してください。
- ・綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）では、受付できません。
- ・申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

令和8年9月〇〇日

（注4） 当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）

2. 保護者が外国籍の方

（1）保護者が外国籍の場合は、次の表のとおり申込資格に制限があります。

申込資格	在 留 資 格（注）
あ り	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（※）
な し	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

（注）「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」によるものです。

（2）在留資格確認のため、住民票の『在留資格』の表示が必要です。 上図（注2）

（3）定住者（※）については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

将来日本に永住する意思確認のため、育英会所定の『誓約書』の提出が必要です。

『誓約書』は育英会ホームページから印刷できます。（1ページ参照）

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと、振込できません！

右の ①又は② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある。
② 上限額に金額の印字がある。

※どちらもない場合や、通帳がなく送金機能があるか確認出来ない場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください！

このページをコピーして提出してください。▶▶

こちらに記載の通帳記号と番号を申込書Bにご記入ください

記号 12340	番号 123451
おなまえ ショウガク ノゾミ 様	
株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード:99)	
①	②
通帳作成地 東京都千代田区〇〇 株式会社ゆうちょ銀行	
カード紛失センター 0120-****	
振替口座開設(送金機能)	通常貯金ご利用の ② 上限 13,000,000円 確
ご利用額	キャッシングサービス 代理人カード デビットサービス
定期定期自動貸付け	国債等自動貸付け
銀行使用欄	
【預金種目】は、普通預金	
この口座を他金融機関からの振込 受取口座として利用される際は 次の内容をご指定ください	
【店名】〇〇〇	【預金種目】普通預金
【店番】〇〇〇	【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇〇

その他の銀行の場合

⚠ 下記の指定銀行以外の口座は使用できません ⚠

普通預金（総合口座）の「口座名義人」「口座番号」「支店番号」「支店名」が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

指定銀行

●三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●関西みらい銀行 ●池田泉州銀行

※ 通帳がないタイプの口座の場合、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたもので結構です。

（キャッシュカードをコピーする場合は、記載内容がわかるよう鮮明にコピーしてください！）

キャッシュカードの場合



電子通帳 画面コピーの場合

